

桑名市新病院支援委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域医療の確立に向け、地方独立行政法人桑名市総合医療センターにより運営される新病院の基本構想及び基本計画に関し必要な事項について助言及び指導を求めるため、桑名市新病院支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新病院の基本構想及び基本計画に関する事項について助言及び指導する。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員会の委員の任期は、当該基本構想及び基本計画策定完了の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部地域医療対策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。